

平成23年御嵩町議会第3回定例会会議録

1. 招集年月日 平成23年9月1日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成23年9月1日 午前9時01分 議長宣告
4. 会議に付された件名
 - 報告第7号 専決処分の報告について
 - 報告第8号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
 - 認定第1号 平成22年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第2号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第3号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第4号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第5号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第6号 平成22年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について
 - 認定第7号 平成22年度御嵩町水道事業会計決算認定について
 - 議案第27号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第28号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 議案第29号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について
 - 議案第30号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第31号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第32号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
 - 議案第33号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について
 - 議案第34号 平成23年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について
 - 議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第36号 工事請負契約の締結について
 - 議案第37号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 発議第2号 名鉄広見線対策特別委員会の設置について
 - 発議第3号 亜炭廃坑対策特別委員会の設置について

議事日程第1号

平成23年9月1日（木曜日） 午前9時01分 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

(1) 会期

(2) 会期及び審議の予定表

日程第3 諸般の報告

議長報告 4件

(1) 「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書提出に関する陳情

(2) 拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について

(3) 介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める陳情

(4) 現金出納検査結果報告（平成23年6月～平成23年7月分）

町長報告 2件

報告第7号 専決処分の報告について

報告第8号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 17件

認定第1号 平成22年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成22年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成22年度御嵩町水道事業会計決算認定について

議案第27号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第28号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第29号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について

議案第30号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につ

いて

議案第31号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

議案第32号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第33号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について

議案第34号 平成23年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案の審議及び採決 2件

議案第27号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議案第28号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

出席議員（12名）

議長 谷口 鈴 男	1番 高山 由 行	2番 山口 政 治
3番 安藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	6番 山田 儀 雄
7番 加藤 保 郎	8番 伊崎 公 介	9番 植松 康 祐
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆 子	12番 佐谷 時 繁

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 渡 邊 公 夫	副 町 長 竹 内 正 康
教 育 長 丹 羽 一 仁	民 生 部 長 瀬 瀬 久 美
建 設 部 長 松 岡 学 一	教 育 担 当 参 事 安 藤 信 治
企 画 調 整 担 当 参 事 三 輪 康 典	総 務 課 長 田 中 康 文
企 画 課 長 加 藤 暢 彦	ま ち づ くり 課 長 奥 村 悟
税 務 課 長 佐 久 間 英 明	住 民 環 境 課 長 寺 本 公 行
保 険 長 寿 課 長 山 田 徹	福 祉 課 長 若 尾 要 司
農 林 課 長 植 松 和 徳	上 下 水 道 課 長 亀 井 孝 年
建 設 課 長 伊 左 次 一 郎	会 計 管 理 者 藤 木 伸 治
学 校 教 育 課 長 田 中 秀 典	生 涯 学 習 課 長 玉 木 幸 治

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 渡 辺 謙 二

議会事務局書記 渡 辺 一 直

開会の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で、定足数に達しております。よって、平成23年御嵩町議会第3回定例会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、よろしく願いいたします。

なお、鍵谷総務部長ですが、御親族の御不幸がありまして、本日の会議は欠席との連絡がありましたので、御報告いたします。

なお、ケーブルテレビ可児より取材の依頼がありましたので、これを許可いたします。

また、広報紙等に使用するため、写真撮影を行いますので、これを許可いたします。

それでは、招集者 渡邊町長よりあいさつをお願いします。

渡邊町長。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

いよいよ9月ということでありまして、本年の9月定例会がこの9月1日からということで、非常に早く始まったということになりますけれど、第3回御嵩町議会定例会冒頭のあいさつをさせていただきます。

7月26日から新しく当選された議員の方々の任期が始まり、7月28日に開催された臨時会において、新たに谷口議長、大沢副議長など議会の役員構成も決まり、新たなスタートをしていただきました。これからもこの御嵩町議会の場で、議員の皆様とともに、御嵩町が町民の皆様にとってより住みよいまちとなるために、町民の視点に立ち、前向きで活発な議論がなされることを期待しております。

8月29日、民主党は菅代表の辞任を受け、国会議員による代表選を実施し、決選投票の末、野田佳彦代表を誕生させました。翌30日、衆参両院において、野田民主党新代表が第95代62人目の首相に指名されました。現在は、菅代表が職務執行内閣として続投されている状態にあります。

政権交代を訴え、国民は期待を膨らませ、そして誕生した民主党政権ではありましたが、2年足らずで3人目の総理となり、自民政権の末期と大差のない状況で、国民の政治離れに拍車をかけるのではないかと懸念されるところであります。野田新総理には、民主主義の基本で

ある情報公開と説明責任をしっかりと果たしていただき、喫緊の課題にスピード感を持って取り組み、答えの出せる内閣を組閣していただきたいと、切に望む次第であります。

今回は、新しい議会の中で、私の選挙時のマニフェストを説明する初めての機会となります。そのマニフェストの中で、前回の定例会で触れることができなかつた点につきまして、順を追って説明させていただきます。

7月15日、7・15災害や東日本大震災が発生しまして、御嵩町において災害に強いまちづくりの政策を考える上で、さまざまな教訓を得ることとなりました。私は、8月1日から3日まで、仙台市を中心に周辺の多賀城市、七ヶ浜町、大衡村、宮城県庁、さらに栃木県那須塩原市を視察いたしました。この視察には、小原岐阜県議会議員も同行され、避難所やボランティアセンターの運営、地震による亜炭廃坑の陥没被害状況及び復旧の財源や方法、さらに原発事故による放射能汚染の対応などについて貴重な情報が収集でき、大変有意義なものになりました。

七ヶ浜町では、今後1回を残していますが、今まで3度にわたり御嵩町の消防団員や職員がボランティアに参加しております。このボランティア活動の目的は、作業を通じて被災地に貢献することが第一であります。参加者一人ひとりが被災地の現場を実際に見ることで、災害対応の想像力を養っていただくことを期待しておりました。参加した職員からレポートの提出がございましたが、それぞれの立場から、体験の中で学んだ内容や防災に生かすべき提案等が記されており、今後の大規模災害時の対応能力の向上に大きく寄与できるものと感じております。

こうした中、8月23日未明に、御嵩町内で豪雨による6件の床下浸水の被害が発生しましたが、午前3時35分に土砂災害警戒情報が発令された後、速やかに避難所4カ所を開設すると同時に、国道21号バイパスアンダーパス部の通行止めや町内全域のパトロール等安全対策を実施いたしました。幸い被害は少なかったものの、この時の対応は7・15災害の教訓が生かされたものと評価しております。なお、この災害の報を聞きつけられた那須塩原市より、いち早く御心配の連絡があったことを申し添えます。

今後の自治体には、防災力・減災力が問われていると考えております。事前の対策や平時の備えを適切に行うことで被害軽減が可能であり、そのためには、具体的な目標や問題点を官民が連携して提示し、社会全体で共有することが必要であります。このためには、9月4日に実施する防災訓練を実りあるものとし、消防団や自治会長を交えた防災対策会議の開催、さらに地域のリーダーの育成を通じた自主防災組織の強化再編を実施したいと考えております。

東日本大震災から半年が経過しようとしておりますが、私はこの震災により人生観が大きく変わるほどの衝撃を受けました。これまでは、例えば大地震が発生し、家の下敷きになり命を落としたとしても、それは自分の人生としてあきらめざるを得ないという考えを持っておりま

した。しかし、今回の震災によって首長の命が奪われた被災地の現状を目の当たりにし、大切な家族や財産を失い、そこでの生活に長期間苦しむこととなる住民の方々のことを思えば、どのようなことがあっても生き延びねばという思いを強く持ちました。私は、このまちで生まれ、このまちで育ち、そしてこのまちで仕事を始め、12年間の議員生活、そして町長を1期4年務めさせていただきました。いわばきつすいの御嵩っ子であります。もし、この御嵩町が被災したならば、人一倍愛着のあるこのまちのため、責任を持って全力を尽くし、次に町政を担う方にバトンタッチするまで職責を全うすることが、町民の皆様にご信託された町長の責務であると、いま一度決意を強くするものであります。震災の被害を受けた地域が、今後は一日も早く復旧から復興へ移行し、日本が力強く立ち直っていくことを願ってやみません。

3月11日に東北地方を襲った地震と津波は、はかり知れない被害をもたらしていますが、この自然現象をきっかけに、人災とも考えられる事故が発生しました。東京電力福島第一原子力発電所は、地震と津波の影響で全電源が失われた後に、冷却水の喪失からメルトダウン、そして大量の放射性物質の大気への放出など最悪の事態に陥り、今なお収束していない状況であります。情報の精度という点でも問題を投げかけています。東日本大震災や福島第一原発における事故は、今もなお国民生活と産業活動に深刻な影響を与えておりますが、何よりも優先すべきことは、原発の事態の早期収束、事故の原因究明、安全対策の見直しであります。今回の原発事故により、我が国では、エネルギーの安定供給、原子力の安全確保というエネルギー政策の根幹が揺らぐこととなりました。国は、国民生活・経済活動の基盤としてのエネルギーという原点に立ち返り、今回の未曾有の災害の経験を我が国の力強い再生につなげるべく、原子力を含むエネルギー政策のあり方について総合的な見直しを行う必要に迫られております。

一方、我々地方自治体にとっても、住民の生命と暮らし、地域の生活環境を守る最前線の行政機関の立場から、このエネルギー政策が今まで以上に重要になってきたと位置づけております。議論のできない国、結論の出せない国、覚悟のできない国、いつから我が国はこのような状態の国家・国民になったのでしょうか。現在の基本発電は、安定供給の条件を満たすものとして、火力、水力、原子力の3発電に地熱発電が加えられると言われております。しかし、このいずれにもリスクが伴い、デメリットがあります。これらを議論し、覚悟を持って結論を求め、私たち国民が次世代に対し責任を持つべき時期になったと考えております。リスクやデメリットについては、高低・多少さまざまありますが、補助的発電についても同様と考えております。このように考えつつ、私は震災発生前から環境エネルギー政策に取り組んでまいりました。しかし、この分野は、町民や事業者の幅広い御理解と参加がなければ実現はできません。まさに、私が1期目より町政のキーワードとして掲げてきた情報公開と地域で行動が求められる政策分野であります。

エネルギー・環境分野における最近の国・県の動向を見ますと、国における家庭用太陽光発電の導入補助、余剰電力の買い取り制度や、県において、可児市の花フェスタ記念公園に設置した次世代エネルギーパークでの実証実験などがあります。太陽光発電は、クリーンなエネルギーである点や、防災上の観点から一種のブームが到来してきております。一方、一般の町民目線に立てば、太陽光発電とはどういうものであるのか、どれくらいの発電量が見込めるのか、導入時の費用対効果など、まだまだわかりにくい点が多く、家庭への導入を踏みとどまらせる原因となっております。行政の最前線にある市町村の現場においては、こうしたブームだけでなく、行政が正しいデータに裏づけられた明確なビジョンを示し、町民の皆様に御理解をいただかなければ、地域ぐるみの行動にはつながっていかないと考えております。

これまでの御嵩町の取り組みを御紹介しますと、まず、町民に御理解をいただくためのデータを広くお示しするものとして、岐阜大学と連携し御嵩町太陽光発電量マップを作成、公表いたしております。これは、町内の家庭・事業所の位置ごとに、太陽光発電を設置した場合の期待発電量が瞬時にわかる表示が地図内に示されており、50メールメッシュでこのようなデータを提供するのは、自治体としては岐阜県内ではもちろん初めてであります。全国的にも先進的な取り組みであり、これらのデータは町ホームページで公表をしております。

また、御嵩町クリーンエネルギービジョンを策定し、日射量が多く、日本全体の平均よりも1割程度多く発電できるという御嵩の良好な自然条件を生かしていくというビジョンを明確にいたしました。これらの事業展開は、国・県の御理解を得られ、全額を国の委託料、これは総務省の緑の分権改革推進事業という事業で実施することができました。さらに、リーマンショック経済対策の交付金を充当し、御嶽宿さんさん広場を整備し、モデル施設として太陽光発電やLED照明を設置いたしました。これは名鉄御嵩駅前の活性化も念頭においての施策であり、この取り組みには優秀照明施設として照明学会の東海支部長賞を受賞しております。

こうした流れを踏まえ、2期目には次のステップを踏むとして、これまでの成果を活用し、町民の具体的な利益に結びつける段階に進むべきと考えております。

まず第1に、家庭用太陽光発電の導入促進に向けた支援制度の制度設計を進めてまいります。昨日閉会した第177回国会におきまして、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が、菅内閣最後の仕事というような位置づけで成立いたしました。政府原案が大きく修正されているようであり、町の支援制度につきましては、関係法令の内容を見定めながら、真に実効性のあるものとなるような設計内容とし、実施に移す考えであります。

第2に、東日本大震災の経験に学び、クリーンエネルギーと防災という視点で事業を進めてまいります。まず、このモデルを紹介するイベントを、御嶽宿わいわい館で本日より5日間実施しております。これは、太陽光発電の電力の防災対策への活用について実証し、災害対策と

しての効果を体感していただくものであります。内容を御紹介しますと、蓄電池との組み合わせにより、停電時の照明や、テレビ・ラジオ・携帯電話などの情報機器への活用についてなどがあります。さらに、将来は電気自動車との組み合わせにより、ガソリンが不足した際にも避難所への物資運搬や高齢者等の災害弱者支援の足を確保することなどを考えております。これに関連して、県の全額補助により電気自動車を導入いたします。

このように、施策の継続性を確保しつつ、着実に安全なエネルギー政策を進めてまいります。同時に、災害時に強いまちづくりに向け、モデル避難所として、太陽光発電、蓄電池、貯水槽、さらには太陽熱利用といった再生可能エネルギーの整備・活用や、ガスコージェネレーション、LPガスバルクとの組み合わせなどで、新たな政策提案を国や県に行っているところでもあります。

亜炭鉱廃坑問題は、原発問題と同じ問題構造、凶式であると感じております。この二つの問題は、いずれも国のエネルギー政策を推し進めた結果、内包していた危険性が露呈し、後に大きな被害をもたらすこととなりました。鉱業権の許可を出した国は、その際に、後に大きな負の遺産になることを慎重に考えたのでありましょうか。今となつては、何の前ぶれもなく発生する陥没被害の復旧に追われ、さらにこの地方で発生するおそれがある大地震に対し、どう対策をすればよいか、頭を抱える状況であります。

先ほど申し上げましたように、東日本大震災による特定鉱害の陥没状況や復旧方法につきまして視察しておりますが、宮城県庁での説明の中で、今回の震災に起因する深さ50メートル以内の坑道跡の崩壊によって発生した損害につきましては、国の補正予算として2億5,000万が措置され、さらに事業実施のため、旧鉱物採掘区域災害復旧費補助金交付要綱が制定されたとお聞きしました。これを御嵩町に置きかえれば、将来地震に起因する被害が発生した場合の復旧方法の前例になるのではないかと理解しております。

鉱害問題は、被害が発生したときの対応と、将来発生するおそれのある被害の対策とは区別して考えなければなりません。これからの対策を考えていく新たな組織展開として、職員をメンバーとする御嵩町亜炭鉱廃坑対策プロジェクトチームを発足させました。このチームの取り組みとして、この問題の解決に向けてどのような対策が有効であるか、また対策に向けてどのような要望・行動をすれば適切であるのか、調査・研究をしてまいります。今後は、このプロジェクトチームを軸に町の英知を結集し、有効な施策を実施していく決意で臨みます。根本的な鉱害対策をしようとする、そのために莫大な費用を必要とします。そのため、国へ要望をしてもなかなか動かすことができないのが現状でした。しかし今回、国はリスクにさらされた国民を守るため、予想される電力不足と引きかえに浜岡原発を全面停止させることを決断しました。国民の生命や安全に注目されている今こそを契機ととらえ、県内の同じ問題を抱える自

治体とともに、この問題の対策を強力に要望していこうと考えております。

上之郷無水道地域の解消につきましては、選挙の前後を通じて私の考えはいささかも変わっておりません。今、水道がなくてお困りの方々に、上水道のあることが当たり前の生活をしていただけるよう、少しでも早く事業を実施するだけであります。事業の認可取得も昨年度に完了しており、今年度は平成24年度の本着工に向けた実施設計委託業務や、国庫補助金の要望を予定しております。事業実施に際しては、事業総額を抑えるために、できる限り経済的な工法を採用し、粛々と事業を推進してまいります。

平成9年1月に、御嵩町における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に関する条例が施行され、同年6月にあの歴史的な住民投票が実施された結果、産業廃棄物処理施設設置について圧倒的な反対票が投じられ、その後の経過につきましては皆さん御存じのとおりであります。この条例は、この案件1度限りの有効、いわば使い捨ての条例であります。町政を進めるに当たり、尊重されなければならないのは町民の皆様のご意思ですが、住民投票はこの意思を確認させていただくための大きな判断材料となります。今後、町を揺るがす重要な局面に臨む場面で、大きな決断を下す際には、町行政の民主的かつ健全な運営を図るため、住民投票を活用するのが有効な手法であると考えております。そのために、必要な常設型の条例を設置し、住民投票を実施しやすい環境を整備したいと考えております。間接民主制と直接民主制との解釈のテーマはありますが、前向きに考えてまいりたいと思います。

次に名鉄広見線についてであります。

町としては、町民の皆様のご意識を昔からの鉄道が残ってくればという情緒的なものから、鉄道存続の本質的な意味を御理解していただいた上で、自分たちの大切な鉄道を乗って残すという意識に変化させていただくよう、積極的な働きかけをしてまいりました。

この名鉄広見線の存続問題は、町行政による利用促進策の展開だけでは限界があり、議会の御理解、御協力は言うまでもなく、町民の皆様一人ひとりの意識改革と行動がかぎとなります。平成22年度の利用者数につきましては、名鉄より99万5,000人という数値が示されております。平成21年度の実績100万9,000人から1万4,000人の減となっており、平成21年度比で1.4%の減であります。内訳といたしましては、定期外が3.8%の増、通勤定期が0.8%の増でほぼ横ばいであったものの、通学定期が4.1%の減で、これが全体を引き下げた大きな要因となっております。

御嵩町と可児市が実施する年間1億円の運行費支援と活性化計画の期間は平成22年度から24年度の3年間であり、本年度は今後の流れを左右する重要な年であります。まさに今が正念場という認識のもと、町民への普及啓発を一層強化いたします。あわせて、利用者数を大幅に減少させる原因となった東濃高校の生徒数の減少を食いとめるために、県に働きかけをしつつ、

御嵩町として具体的にどのような支援、取り組みができるのかの検討を始めたところであり
ます。地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条の規定に基づく、いわゆる法定協議会
につきましては、既に当議会においても議員発議により法定協議会設立に関する決議が全員一
致で可決されているところであります。法定協議会を設置した場合には、名鉄には法令上の応
諾義務があります。しかし最も重要な点は、存続協議の段階において、自治体、名鉄等交通事
業者、住民の役割分担をいかに明確にし、合意形成を図っていくかであります。法定協議会を
設置する以上、失敗は許されないという認識のもと、御嵩町のひとり相撲の法定協議会となら
ないよう可児市との連携を強め、名鉄の御理解、議会や町民の皆様の御支援のもと、年度内を
めどに存続に向けた枠組みづくりに取り組んでまいります。御嵩町議会の皆様にも、特に可児
市議会への働きかけをよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、若者の定住化についてであります。

町民の皆様より、大学卒業後、御嵩町出身の優秀な若者が遠くの企業へ就職することにより、
御嵩町内に定住しない。その対策として何かよい考えはないかという話をお聞きしております。
若者の定住化は、人口の減少を防ぎ、町税の確保や地域経済の活性化の観点からも重要な施策
の一つであります。

さて、グリーンテクノみたけには大変優良な企業が操業しておられますが、そのことを御存
じでない父兄の方がおられるように思ひます。中には、会社の業務の中で英語が飛び交う企業
や、御嵩町出身の方に経営を任せたいという企業もありますが、魅力ある企業がすぐそこにあ
るのに、まだまだその情報が浸透していない状況であります。今後は、こうした情報を父兄の
方や子供たちへ発信するため、工場見学等企業を紹介する企画を展開し、町内企業への就職促
進を図ることで、若者の定住化につながればと考えております。

次に里山保全の強化についてであります。

町内の山林では、戦後から杉やヒノキを植林してきましたが、木材の輸入自由化に伴い、国
産材の価格は3分の1に暴落し、出荷すれば赤字が出るというのが実情であります。このため、
経営意欲は減退し、放置林がふえており、加えて高齢化、後継者難、都市部への移転による所
有者の不在化が追い打ちをかけ、山林の荒廃が進んでいる状況であります。

こうした中、森林組合が山林の所有者と長期契約を結び、経営を引き受ける事業を実施して
いくことを考えていきたいと思ひます。これは、経営の成り立つ林業への転換が主目的ですが、
山の荒廃を防ぐ取り組みとしても着目したいと思ひます。こうして大規模経営に切りかえるこ
とで、個別経営よりも高収益が見込め、利益が出れば配当として所有者に還元していきます。

森林は、緑の社会資本と呼ばれております。木材生産のほか、生態系の保全、二酸化炭素吸収
による地球温暖化の緩和、土砂災害防止、水源涵養などに大きな役割を果たしているところで

あります。御嵩町では、災害に強い森林づくり、里山保全の強化のための人づくりや仕組みづくりの推進、森林資源の活用のための間伐材等の利用やキノコ林の造成の3点を基本とし、森林の荒廃に歯どめをかけ、里山保全の強化をしていきたいと考えております。

介護予防対策の推進について申し上げます。

これまでも介護予防事業の拠点として、駅前にみたけ健康館を整備してまいりました。開館以来、利用者の方も多く、また利用された方の追跡調査の上でも、この介護予防事業が有効であることは明らかであります。今後もこの事業を推進していく上で、町内にある既設の施設を利用し、トレーニングマシンなどを設置することで運動のできる環境を町内各所に追加整備することを考えております。御嵩町も高齢化が進んでおります。しかし、元気な高齢者をふやすことで、少しでも健康寿命を延ばし、介護保険財政の悪化を食いとめるような施策を実施してまいります。

議会の皆様へ御提案申し上げます。

現在、平日の昼間に開催している議会を、土・日・夜間に開催する件であります。主たる理由は2点ございます。

まず、平日昼間に傍聴に来ることのできない町民の皆様を対象に開催する。また、今後あらゆる立場の方々が議員となり、町政への参加をしやすくするための2点であります。これを議会改革の一つとして御検討いただければと考えております。重要なのは、なぜ土・日・夜間議会を開催するのかということであります。町民の皆様と町政との距離を縮めて、議会を身近な存在にするための取り組みの一つであるのが、土・日・夜間議会だと考えております。自分が投票した議員の方々が当選した後、どのように議会で活躍しているのかについて議場で確認することができることは、望まれていることではないでしょうか。

また、現在のところ、私は定員12名で決して多いとは思っておりませんが、社会情勢を見る限り、議員報酬を上乗せすることは現実的ではありません。選挙期間中、多くの現役世代と話した限り、最大のネックは収入にあることは歴然としております。御嵩町においても、政治に対する無関心が広がり、政治離れが進んでいる状況は今回の同時選挙の投票率にあらわれていると感じております。土・日・夜間議会を開催し、少しでも関心を取り戻すことが重要だと考えておりますので、今後の課題の一つとして御検討いただければと思います。

最後に、デマンドバスについてであります。

町内では、現在、ふれあいバス、ECOバスを運行しておりますが、利便性の向上、利用者の減少、費用対効果、名鉄との連携など多くの課題があると考えております。これらの課題に対応するため、デマンドバスも含め、町のバス路線のあり方を議論する公共交通会議を年度内に開催する予定であります。まずは、この公共交通会議のワーキンググループという位置づけ

で、公募委員を含めた公共交通研究会を立ち上げ、既に会議を2回開催しているところであり
ます。また、公共交通について考える地域懇談会を各地区公民館で開催し、さらに各種団体の
会合等にお邪魔させていただき、バス運行の形態やデマンドバスについての意見をお聞きして
おります。

今後は、岐阜県地域公共交通協議会の方向性を確認しつつ、町としてのデマンドバスの運用
やあり方などを決めていただき、御嵩町の諸条件にマッチした利用者にやさしい仕組みづくり
をスピード感を持って進めてまいります。

以上でマニフェストに関する説明を終わりますが、さらに町政についての考えを述べていき
たいと思います。

3年にわたり活躍していただきました堀参事の後任として、4月より岐阜県から三輪参事を
派遣していただいております。三輪参事は、県庁でエネルギー施策を担当されていたこともあ
り、これから展開しようとしているクリーンエネルギーの分野で力を発揮していただきます。
さらに、財政と企画を担当する参事ということで、県で培ったノウハウを精いっぱい生かして
いただくことを期待しております。また、本町若手職員も同時に県へ派遣しており、県との人
脈の構築と人材づくりに資するものと考えております。

前沢地区における産業廃棄物処理施設設置計画について、前沢及び津橋自治会から、町に対
して計画の阻止について要望書が提出されました。同時に、議会に対しても請願書が提出され、
第1回定例会で採択をされております。

一方で、御嵩町環境審議会で慎重な審議の後、周辺住民の生活環境保全上の問題がある施設
と判断され、知事に対し許可をおろさないよう積極的に働きかけられたいとの内容の答申をい
ただきました。さらに、去る6月17日に、地元の1,468人の方々の署名が許可権者である県へ
提出されております。

町長として、こうした各方面からの意思を示されたことに関しては、当然尊重すべきもの
として受けとめております。こうした中、3月に事業者に対して公開質問状を提出し、4月にそ
れに対する回答が返ってまいりましたが、内容を精査した結果、到底満足できる内容である
とは考えておりません。私には、町民の皆様の安全を守る責任があります。今後も町長としてど
ういった行動をとるのが適切なのかを判断し、あらゆる想定をしながら対応していきたいと考
えておりますので、議会としても意見書の決議等を含め、さらなる御理解、御協力をよろしく
お願いしたいと思います。

最後になりましたが、今回議案として提出いたします案件について、若干述べさせていただきます。

今回提案の一般会計補正予算関連について、主なものを御説明いたします。

まず、歳入についてであります。普通交付税の額の確定により1億3,895万9,000円の増、特定鉱害復旧事業費負担金として7,210万円の増、交付税の増額に伴う財政調整基金繰入金の4,100万円の減、臨時財政対策債の4,330万円の増などを計上し、歳入補正額合計は2億4,860万4,000円の追加となっております。

次に、歳出であります。普通交付税の増額補正に伴い、財政調整基金積立金が1億2,000万の増、特定鉱害復旧費として7,810万円の増などを計上し、歳入と同じく、歳出補正額合計は2億4,860万4,000円の追加となっております。

以上、今回の町長選挙の立候補に当たり表明いたしましたマニフェストについて御説明させていただくとともに、一般会計補正予算の概要について御説明申し上げます。

新内閣の誕生、震災の発生と対応、円高を初めとするリーマンショックの経済情勢等、御嵩町を取り巻く環境は刻々と変化しております。その中で、平成18年に策定した御嵩町第4次総合計画は、計画期間である平成27年までの中間年を迎え、前期5年間の実績を評価した上で後期基本計画をこの7月に策定しております。

後期基本計画は、それぞれの行政分野の施策はもちろん、総合計画の将来像である「ひと・みどり・ものづくり、いきいき十字路タウンみたけ」を実現するために大きな部分を占める重点プログラムについても見直しています。また、後期基本計画の全体にわたって、町民と事業者、行政の協働による取り組みが重要であることを示しております。突発的な事案への対応に多忙をきわめる日々であれ、長期ビジョンに基づいたまちづくりを停滞させることはできません。私は、これからも御嵩町がどうあるべきか町民や議員の皆様とともに議論を重ね、自然に恵まれたこの御嵩町の将来の姿を描いていきたいと考えております。

今回提案いたしますのは、平成22年度の決算認定7件、人事案件2件、一般会計補正予算案など予算関係6件、条例関係1件、工事請負契約の締結1件、都合17件であります。後ほど担当から詳細に御説明を申し上げます。よろしく御審議のほどお願いをいたします。

長時間にわたり御清聴ありがとうございました。引き続き、皆様の御理解、御協力をいただきますよう、よろしくをお願いをいたしまして、終えたいと思います。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくをお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、3番 安藤雅子さん、5番 柳生千明君の2名を指名します。

会期の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、去る8月23日の議会運営委員会において、本日より9月16日までの16日間と決めていただきました。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日より16日までの16日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の議案の審議等の予定は、お手元に配付しました会期及び審議の予定表のとおり行いたいと思いますので、お願いをいたします。

諸般の報告

議長（谷口鈴男君）

日程第3、諸般の報告を行います。

議長報告を行います。

お手元に配付してあります諸般の報告つづりをごらんください。

「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書提出に関する陳情、拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について、介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める陳情、平成23年6月から平成23年7月分の現金出納検査結果報告、以上4件が議長あてにありました。この写しを配付させていただき、議長報告にかえさせていただきます。

なお、陳情書等のうち、「選択的夫婦別姓を認める民法の一部改正」に反対を求める意見書提出に関する陳情、拡大生産者責任（EPR）及びデポジット制度法制化を求める意見書の採択について、介護職員処遇改善交付金制度の改善と継続を求める陳情等の3件については、8月25日に開催されました民生文教委員会協議会で協議されました。

以上で、議長報告を終わります。

続きまして、町長報告を行います。

報告第7号 専決処分報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

亀井上下水道課長。

上下水道課長（亀井孝年君）

おはようございます。

それでは、専決処分をいたしましたので、報告をいたします。

議案つづりの中に、諸般の報告というインデックスがついている資料がございますが、こちらの1ページをお願いしたいと思います。

報告第7号 専決処分の報告について説明をいたします。

専決第7号であります。平成23年御嵩町議会第1回定例会（議案第22号）で議決されました工事請負契約の一部変更について、次のとおり専決処分をいたしましたので報告いたします。なお、平成23年7月11日に処分をしておりますので、よろしくお願いいたします。

契約の目的は、上之郷汚水幹線（第4工区）工事であります。

契約の金額は、7,119万円を6,925万5,900円に変更しました。

変更の理由は、工事変更による減額であります。

契約の相手方は、可児郡御嵩町中切960番地1、株式会社天野建設、代表取締役 天野和孝であります。

次は、資料というインデックスがついていると思いますが、こちらの7ページをお願いしたいと思います。

工事請負変更契約書の写しをこちらの方につけておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次の8ページが施工箇所図ということでございます。図面下段に工事変更内容を記載しておりますが、表3段目の立て抗工いわゆるマンホール工であります。こちらを4カ所から3カ所に変更となっているとおり、現場で発進マンホールを掘削したところ、玉石の大きさが小さく、土質等が想定以上によかったため、1カ所のマンホール工の施工を取りやめたこと。このマンホール工の未施工により、推進工及び開削工の延長が伸びたこと等により、総額で193万4,100円の減額となりました。

以上で、報告第7号 専決処分の報告を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

報告第8号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、青のインデックス、諸般の報告の2ページをお願いいたします。

報告第8号 平成22年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について御報告いたします。

今回、平成22年度決算審査に合わせ、8月10日に監査委員の審査を受けましたので、この9月定例会において、監査委員の意見をつけて議会に御報告いたします。地方財政健全化法の概要及び財政健全化判断比率とその算定基礎事項につきましては、8月30日の議員全員協議会で説明しておりますので、健全化判断比率について御説明いたします。

3ページをお願いいたします。

実質赤字比率ですが、これは一般会計における実質赤字の場合の比率ですが、決算に赤字は発生していませんので該当いたしません。

次の連結実質赤字比率は、特別会計、事業会計を含むすべての会計における実質赤字の比率ですが、特別会計、事業会計においても決算に赤字は発生していませんので該当いたしません。

次の実質公債費比率は、一般質会計などが負担する公債費の占める割合ですが、平成20年度から平成22年度の3カ年の平均は13.4%であり、国が危険ラインとする早期健全化基準のイエローカードの率であります25%を下回っています。平成21年度の実質公債費比率は13.1%であり、平成22年度は0.3ポイント高くなっていますが、これは実質公債費比率の計算が直近3カ年の平均により算定するため、平成19年度が今回の計算対象から外れたことが主な要因となっています。単年度における実質公債費比率の比較では、平成21年度より0.09ポイント低くなっています。

次の将来負担比率は、一般会計などが将来負担すべき実質的な債務の割合ですが、87.8%で、早期健全化基準の比率であります350%を下回っています。平成20年度の107.9%より20.1ポイント低くなっています。これは、財政調整基金への積み立て及び地方債残高が減少したことが大きな要因となっています。

次の公営企業における資金不足比率は、水道事業会計、下水道特別会計とも赤字決算が発生していませんので該当いたしません。

以上、財政健全化判断比率を説明しましたが、中・長期的に必要な事業を補正予算で計上しているところではありますが、今後も健全な財政運営を行っていくため、特に一般財源の充当、いわゆる基金の取り崩しと新たな起債は少なくし、財政の健全化に努めてまいります。

以上で報告を終わります。よろしく願いいたします。

議案の上程及び提案理由の説明

議長（谷口鈴男君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本定例会に上程されました認定第1号から認定第7号まで、議案第27号から議案第36号までの17件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これ

に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件17件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

これより決算認定関係に入ります。

認定第1号 平成22年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について、朗読を省略し、説明を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、認定第1号 平成22年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

決算認定につきましては、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、監査委員の意見を付して議会の認定に付さなければならないこととなっております。また、この決算につきましては、この後、各常任委員会へ付託される予定でありますので、私の方からは、全体の概略につきまして御説明させていただきます。

まず決算書の方ですが、1ページから14ページまでが決算書、それから15ページからが事項別明細書となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、113ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書であります。歳入総額が71億3,441万9,179円、歳出総額が69億3,523万2,344円、歳入歳出差引額が1億9,918万6,835円です。このうち繰越明許費繰越額及び事故繰越し繰越額が4,813万5,250円です。実質収支額、いわゆる平成23年度への繰越金は1億5,105万1,585円です。

次に、210ページから219ページまでが財産に関する調書です。これにつきましても後ほどお目通しをお願いいたします。

それでは、別冊の黄色の表紙の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書をお願いいたします。

1ページから2ページは決算のあらましとなっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

5ページ、6ページをお願いいたします。

一般会計の決算総括表で歳入がここにまとめてあります。歳入決算額の収入済額（C）欄の一番下の段の歳入合計欄ですが、71億3,441万9,179円で対前年度比較6億2,255万58円の増、率にして9.6%の増となりました。歳入の多いものでは、町税と地方交付税で全体の56.3%を

占めています。

主な内容であります。減額につきましては、款01町税は、景気低迷の影響により7,699万905円の減額となっております。款02地方譲与税、款03の利子割交付金、款05株式等譲渡所得割交付金、款06地方消費税交付金及び款07ゴルフ場利用税交付金は、景気の低迷により減額となっております。款08自動車取得税交付金は、エコカー減税に伴い減額となっております。款14国庫支出金は、国の緊急経済対策により定額給付金事業の終了などにより6,778万8,346円の減額となりました。

増額につきましては、款10地方交付税は、地方が自由に使える財源をふやすという国の方針により1億9,671万9,000円の増額となりました。款15県支出金は、電源立地地域対策交付金、緑の分権改革事業委託金、岐阜県市町村緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金及びあゆみ館作業棟増設に伴う障害者自立支援基盤整備事業補助金などにより8,232万8,238円の増額となりました。款16財産収入は、町有地未利用地の売り払い及び7・15豪雨災害による国道及び県道の災害復旧に係る用地の売り払いなどにより1,680万3,797円の増額となりました。款18繰入金金は、減債基金へ繰り戻すための国民健康保険特別会計からの繰入金、繰り上げ償還のための減債基金からの繰入金などにより3億2,908万6,697円の増額となりました。款20諸収入は、岐阜県市町村振興協会基金の一部及びサマージャンボ宝くじなどの収益金の交付などにより2,622万6,523円の増額となりました。款21町債は1億1,710万円の増額となりましたが、これは臨時財政対策債が1億6,310万円増額したため、土木債などは減額となっております。6ページ左端の収入未済額欄の合計額が1億9,484万5,288円で、平成21年度より85万4,646円の増額となっております。

次に、7ページ、8ページをお願いいたします。

こちらには、歳出の関係がまとめてあります。

一般会計の歳出総額は、(B)欄の支出済額の合計額69億3,523万2,344円で、対前年度比較6億1,832万2,721円の増額、率にして9.8%の増となりました。

歳出のうち、減額の主な要因としましては、款01議会費が議場改修工事の終了などにより941万2,006円の減額となりました。款09消防費は、防災行政無線の親局の操作卓更新事業の終了などにより4,610万5,731円の減額となりました。款10教育費は、上之郷小学校屋内運動場修繕工事、伏見小学校防火シャッター改修工事、学校情報通信技術教育環境整備事業の終了などにより4,435万6,422円の減額となりました。

増額の主な要因としましては、款02総務費は、財政調整基金への積み立てなどにより1億8,861万871円の増額となりました。款03民生費は、子ども手当などにより2億9,636万1,246円の増額となりました。款06農林水産業費は、可児川防災等ため池組合負担金の増額などにより

3,842万9,927円の増額となりました。款11災害復旧費は、7・15豪雨災害による災害復旧事業により1億4,072万8,824円の増額となりました。款12公債費は、公的資金補償金免除繰り上げ償還により5,753万3,280円の増額となりました。

歳出額の上位は、総務費、民生費、土木費で、この三つで全体の62.9%を占めています。また、歳出ベースでのC欄、翌年度繰越額は1億1,699万4,050円となっており、総務費、土木費、教育費及び災害復旧費の17事業を23年度へ繰り越ししています。

次に、23ページから26ページが町税等収納状況表となっていますので、個々の内容につきましては、お目通しをいただきたいと思えます。

次に、27ページから32ページにかけては、節別執行状況表であります。各款ごとに節1の報酬から節28の繰出金まで、節別に執行額があらわしてありますので、参考に見ていただきたいと思えます。

次に33ページから38ページは、人件費等明細表であります。目ごとに職員数、報酬、給料、職員手当等、共済費等及び賃金の決算額が載せてあります。備考欄にはそれぞれの報酬支払いの内訳が記載してありますので、ごらんください。

次に39ページ、40ページは、過去10年間の決算額の推移が歳出ベースで載せてありますので、ごらんください。

41ページは地方債の現在高、いわゆる借金であります。一般会計及び特別会計の地方債の前年度末残高、平成22年度中の増減額、及び平成22年度末残高の表となっています。一般会計総額で、平成22年度末残高は44億594万8,000円で、前年と比べて5,571万7,000円の減額となっています。また、下水道特別会計を含めると111億4,148万9,000円となり、前年に比べて2億8,569万3,000円の減額となりました。

次に、43、44ページをお願いいたします。

一番上の段の1の平成22年度土地開発基金の運用状況に関する調書であります。基金の積み立て状況の表の基金の額の決算年度中増減高は67万7,000円であります。その下の基金の内容の表の右ページ、44ページの本年度末現在高をごらんください。土地は3,520平方メートルを保有しており、金額にして6,837万3,000円、現金は3億9,091万1,000円であります。

また、別冊の水色の表紙のつづり、主な施策の成果に関する説明書であります。1年間の業務や予算執行状況がわかるよう、各係ごとに整理してあります。ページが多く大変かと思いますが、委員会前にお目通しをお願いいたします。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

認定第2号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、認定第3

号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、認定第4号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認定第5号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、以上4件について朗読を省略し、説明を求めます。

山田保険長寿課長。

保険長寿課長（山田 徹君）

それでは、認定第2号、第3号、第4号、第5号について御説明いたします。

概略のみのポイントを説明いたしますので、よろしく願いいたします。

初めに、認定第2号 平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定から御説明いたします。

国保の運営状況を御説明させていただきますと、平成22年度の平均データですが、加入世帯は2,819世帯、加入者は5,230人となっており、前年度に比べ世帯、人口とも若干の減少となっています。

それでは、決算状況としまして、決算書の中ほど、142ページをごらんいただきます。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額が21億9,278万8,477円、歳出総額が21億3,220万7,254円となり、差し引き6,058万1,223円が平成23年度への繰り越しとなりました。

次に財産に関する調書ですが、主なものとしましては、216ページ⑨の国民健康保険基金につきまして、決算額9,669万8,000円となっておりますが、これ以後に繰り出しなどを行ってございまして、最終的には6,022万2,000円となっております。

それでは決算について説明いたしますので、一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、別冊の黄色の冊子でございますが、表紙の9ページからお願いいたします。

国民健康保険特別会計の歳入歳出決算総括表でございます。

まず、歳入の款01国民健康保険税ですが、収入済額が4億7,908万670円となり、歳入全体の21.8%を占めており、対前年度4,306万9,110円の減額となりました。

また、その収納状況につきましては、25ページをお願いいたします。

一番上の欄が国民健康保険税の部分ですが、収納率は現年度分医療、介護、後期高齢者を合わせまして91.7%となり、過年度分と合わせると71.5%でした。平成21年度と比較しますと、現年度では1.4%の増、合計では2%の減となっております。

9ページに戻りまして、不納欠損についてですが、平成10年度から16年度までの214件分、1,594万6,800円を不納欠損処分としました。この結果、収入未済額は1億7,473万8,747円となりましたが、今後は滞納整理と短期保険証の発行等、加入者の理解を求めながら、納入していただくようお願いをしております。

款03の国庫支出金が2億1,756万8,303円で、全体の9.9%となっておりますが、主なものとし

まして療養給付費の負担金などです。款05の前期高齢者交付金が7億7,910万8,711円で全体の35.5%、対前年度4億1,265万7,616円の増となりましたが、その内訳は現年度が約4億2,400万、平成20年度の申請誤りによる過年度精算分が約3億5,500万円でございます。また、款09の繰入金2億8,125万5,000円は全体の12.8%となっておりますが、一般会計からの特別繰入金1億円と国民健康保険基金の取り崩しによる繰入金9,655万2,000円が主なものでございます。

次に、歳出について説明いたします。11ページをお願いいたします。

款02の保険給付費は13億658万8,082円で、歳出全体の61.3%です。近年の医療受診件数の増加や医療技術の高度化などから、対前年度7,383万4,688円の増、6%の伸びとなっております。また、款09の基金積立金6,007万3,754円は、将来的な国保財政運営のために決算剰余金の一部を積み立てたものです。款10の諸支出金2億4,469万1,074円は、主に前期高齢者交付金歳入欠損額に係る返還のための繰出金です。歳出合計全体での執行率は99.1%となりました。

主なもののみ説明をいたしました。資料もたくさんありますので、お目通しのほど、よろしくをお願いいたします。

次に、認定第3号 平成22年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について御説明いたします。

平成20年4月に後期高齢者医療保険制度へ移行したことによりまして、老人保健制度が廃止されることに伴う措置として、老人保健特別会計を3年間引き続き設けることとされておりましたが、平成22年度をもって設置義務がなくなり、平成23年度からは一般会計の中で会計処理が行われます。よって、最終である平成22年度については、過年度分の医療費及び過誤調整分の支給などの精算のみであり、歳入歳出とも大幅な減となっております。

それでは、決算状況としまして、決算書153ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

歳入総額1,157万9,302円、歳出総額が101万7,028円となり、実質収支額は1,056万2,274円となりました。

決算の詳細については、決算に関する説明書、黄色の表紙の冊子でございますが、13ページをお願いいたします。総括表で説明いたします。

まず、歳入ですが、款05の前年度からの繰越金は1,151万7,607円で、全体の99.5%を占めています。款06の諸収入6万1,470円は、診療報酬の返金分などです。歳入全体につきましては、前年度より1,276万6,594円、52.4%の減となりました。

次に歳出ですが、款03の諸支出金は101万7,028円、過年度の医療給付費の返還金など歳入のすべてを占めております。歳出全体で見ますと、執行率は8.4%、前年度より1,181万1,261円、92.1%の減となっております。

概略について説明いたしました。ほかの資料もありますので、お目通しのほどよろしくお願いたします。

次に、認定第4号 平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について説明をいたします。この決算についても主なものを御説明いたしますので、よろしくお願いたします。

初めに、後期高齢者医療制度について説明いたします。

この制度は、すべての75歳以上の人、65歳以上で一定の障害のある方が加入し、県下42市町村が加入します。岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営しております。平成22年度末の御嵩町の加入者数は2,427人、昨年と比べ41人の増加となっています。

それでは、決算状況としまして、決算書194ページ、実質収支に関する調書をお願いたします。

歳入総額1億6,800万1,789円、歳出総額1億5,802万8,922円となり、差し引き997万2,867円が平成23年度への繰り越しとなりました。

それでは、決算の詳細について説明いたしますので、決算に関する説明書19ページの総括表をお願いたします。

まず歳入ですが、款01の保険料は収入済額1億1,334万7,800円、不納欠損額4万6,800円、収入未済額は155万200円で、収納率は98.6%、現年度分のみでは99.5%となりました。歳入全体の67.5%を占めています。款04の繰入金金が4,595万6,000円で、全体の27.4%です。

次に、歳出です。

款02の後期高齢者医療広域連合納付金1億5,341万4,890円は、広域連合への保険料負担分や基盤安定負担金などで全体の97.1%を支出しております。対前年度が1億5,899万1,205円、50.9%の減となっておりますが、療養給付費の公費負担分について平成22年度からは一般会計より広域連合へ直接支出しているためでございます。歳出全体での執行率は93.6%となっております。

ポイントのみ説明いたしました。ほかの資料も含めてお目通しのほどよろしくお願いたします。

最後に、認定第5号 平成22年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について説明いたします。この決算についても概略のみ説明いたしますので、よろしくお願いたします。

介護保険会計は、保険事業勘定とサービス事業勘定に分けて執行しております。

初めに、保険事業勘定の状況を説明いたします。平成22年度末の第1号被保険者数は4,628人で、昨年より21人増加しております。要支援・要介護認定者は748人で、37人増加しております。

それでは、決算状況としまして、決算書の172ページ、実質収支に関する調書をお願いいたします。

保険事業勘定についてですが、歳入総額が12億2,273万2,163円、歳出総額が12億1,818万3,767円となり、差し引き454万8,396円が平成23年度への繰り越しとなりました。

次に、財産に関する調書ですが、216ページの⑩の介護給付費準備基金としまして決算額6,062万2,000円となっております。

それでは、決算について説明いたしますので、黄色表紙の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書の15ページをお願いいたします。

款01の保険料ですが、収入済額2億3,069万9,090円、不納欠損額265万9,900円、収入未済額444万5,284円となっており、歳入全体の18.9%を占めております。その収納率につきましては、特別徴収分と普通徴収分の現年度分が99.0%、過年度分を合わせた全体の収納率は97.0%でした。款03の国庫支出金2億6,896万4,912円は、介護給付費の20%と調整交付金5%相当の負担分です。款04の支払基金交付金3億4,110万1,000円は、介護給付費の30%の負担分です。款05の県支出金1億7,128万1,546円は、介護給付費の在宅分12.5%、施設分17.5%の負担分です。款06の繰入金1億9,198万5,000円は、介護給付費の12.5%分と事務経費分などです。歳入合計では対前年度2,452万1,046円、2%の減となっております。

次に、歳出について説明いたします。

款02の保険給付費は11億2,798万5,734円で、歳出全体の92.6%、対前年度3,524万3,964円、3.2%の増となっております。介護サービスの利用者は、延べ件数で訪問・通所サービス9,362件、施設介護サービス1,747件、合計金額では全体の約7%を占めております。款05の地域支援事業費4,141万4,273円についての内訳ですが、包括支援センターによる介護予防事業に1,124万1,869円、包括的支援事業に3,017万2,404円を支出しております。歳出合計の執行率は98.4%となりました。

続きまして、サービス事業勘定について説明いたします。めくって、17ページをお願いいたします。

この事業は、介護認定者のうち、要支援1及び2の人についての介護相談や予防プランを作成する事業となっております。

款01のサービス収入396万7,400円は、介護予防プラン作成の920件分です。21年度より164件少なくなっております。

次に歳出ですが、款02事業費162万350円は、予防プラン作成を介護支援事業者へ一部委託している分などです。款03諸支出金220万6,000円は、保険事業勘定へ繰り出しして地域支援事業費に充てております。歳出全体での執行率は94.1%であります。

主なもののみ説明をいたしました。資料もたくさんありますので、お目通しのほどよろしくお願いいたします。

以上で認定第2号、第3号、第4号、第5号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

認定第6号 平成22年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定について、認定第7号 平成22年度御嵩町水道事業会計決算認定について、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

亀井上下水道課長。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、認定第6号及び認定第7号について説明をさせていただきます。なお、2件とも、この後常任委員会に付託されることになっておりますので、概略のみ説明をさせていただきます。

最初に、認定第6号 平成22年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを御説明いたします。

まず、下水の状況を説明させていただきますと、平成22年度末で処理区域面積は519ヘクタールとなりました。前年度より13ヘクタールの増となっております。処理区域内水洗化世帯数は3,540戸で、140戸の増ということになっております。

それでは決算書の方をお願いします。決算書の195ページから209ページが下水道特別会計の決算書の関係書類となっております。209ページをお願いします。

下水道特別会計の実質収支に関する調書です。歳入総額が8億2,220万7,025円、歳出総額が7億7,626万1,946円、差引額が4,594万5,079円となりました。このうち、翌年度へ繰り越すべき財源が繰越明許繰越額として520万円ございますので、実質収支額は4,074万5,079円となりました。

次に、216ページをお願いいたします。

3の基金、1の現金の一元管理表の⑩でございます。御嵩町下水道基金として5万1,000円の残高となっております。平成22年度中の増減はございませんでした。

続いて、別冊の黄色の表紙の一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書をお願いします。

こちらの21ページと22ページが歳入歳出決算の総括表でございます。

歳入の主なものについて（C）の収入済額、右側の対前年度増減額、その理由から説明をさせていただきます。款02の使用料及び手数料は、主に下水道使用料で収入済額1億7,845万

8,944円です。下水道の接続戸数の増により、前年度比967万999円の増であります。03の国庫支出金につきましては、下水道整備に伴う国の補助金で2,861万円、補助対象事業費の2分の1の補助金を受けました。事業予算を繰越明許したこと等により3,369万円の減額となっております。1行飛びまして、05の繰入金是一般会計から4億6,686万3,000円を繰り入れました。起債の通常元利償還金のほか、公的資金補償金免除繰り上げ償還分2,889万6,000円を含んでおり、2,375万2,000円の増額となっております。2行飛びまして、08の町債は下水道事業債で6,900万円を繰り入れました。こちらも、事業の繰り越し等により4,450万円の減額となっております。これに伴い、平成22年度末の起債残高は67億3,554万1,000円となりました。明細については、この説明書の41ページに記載しておりますので、後ほどお目通しのほどお願いいたします。以上の歳入合計は、8億2,220万7,025円となりました。

次に歳出の主なものについて、Bの支出済額、対前年度増減額、その理由から説明させていただきます。款01の下水道事業費は支出済額で3億939万9,129円、翌年度繰越金1億10万円で、事業繰り越し等により、対前年度比1億4,822万7,383円の減額となっております。1行飛びまして、03の公債費は起債の償還金で、元金及び利息の償還金を合わせまして4億6,686万2,817円を償還いたしました。繰り上げ償還等により4,401万6,969円の増額となりました。以上、歳出の総額は7億7,626万1,946円となりました。

以上で認定第6号 平成22年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算認定の報告を終えさせていただきます。

引き続きまして、別冊の平成22年度御嵩町水道事業会計決算書をお願いします。こちらの15ページをお願いいたします。

それでは、認定第7号 平成22年度御嵩町水道事業会計決算認定についてということで、初めに、22年度の水道事業の概要を報告いたします。

3の業務、(1)の業務量でございます。番号1の年度末給水人口は1万8,976人で、前年度より121人の減少となりました。2の給水件数は6,254件で、前年度より20件の増加となりました。このうち、当年度の新規加入件数は48件となっております。続きまして、6の年間総配水量は211万6,297立方メートルで、前年度より1万848立方メートルの増加となりました。これに係る7の年間有収水量は191万5,910立方メートルで、前年度より1万719立方メートルの増加となりました。これにより8の年間有収率は90.53%ということで、前年度より0.04ポイントの増加となっております。

決算書の1ページ、2ページをお願いします。水道事業決算報告書という別冊のつづりの分ですけど、こちらの1ページ、2ページのところが御嵩町水道事業決算報告書でございます。

区分、決算額、前年度比較等について説明をいたします。初めに、1の収益的収入及び支出

を説明いたします。

まず、収入でございます。第1款水道事業収益の決算額は4億7,227万4,014円で、対前年度比では0.8%の減収となりました。このうち、第1項営業収益は4億5,550万5,821円で、主な収入は水道使用量の4億4,333万7,882円でした。第2項営業外収益は1,676万8,193円で、この主な収入は他会計補助金の1,500万円でございます。第3項の特別利益はございませんでした。

次に支出でございます。第1款水道事業費の決算額は4億4,093万3,110円で、対前年度比では0.2%の支出減となりました。このうち、第1項の営業費用は4億2,090万3,584円で、主な支出は県水受水費の2億2,468万106円に続き、減価償却費の1億493万7,477円などとなっております。前年度比では0.8%の支出増となりました。第2項の営業外費用は2,002万9,526円で、主な支出は企業債の支払利息でした。第3項の特別損失及び第4項の予備費の支出はございませんでした。

次の3ページ、4ページをお願いいたします。

2の資本的収入及び支出です。

まず、収入でございます。第1款資本的収入の決算額は2,912万5,461円となり、前年度比では85.7%の減収となりました。この内訳として、第2項の負担金として2,152万2,461円は、新規加入負担金及び下水道工事負担金が56.9%の減収でございます。第10項の基金繰入金として760万3,000円は、国道21号バイパス関連事業の繰入金でございまして、前年度比95.0%の減収となっております。

次に、支出でございます。第1款資本的支出の決算額は1億5,429万3,164円で、前年度比で57.2%の支出減となりました。この内訳は、第1項建設改良費として7,661万8,403円、これにつきましては下水道関連工事及び国道21号バイパス関連工事の減により76.3%の減となりました。第2項の償還金として7,767万4,761円は、企業債の繰り上げ償還を行ったことから104.2%の支出増となっております。

欄外の財源補てん説明でございます。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億2,516万7,703円は、過年度損益勘定留保資金4,749万2,942円及び減債積立金7,767万4,761円で補てんをいたしました。

5ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。消費税及び地方消費税は抜きとなっております。

ただいま説明させていただいたとおり、水道事業収支により経常利益と特別損失を合わせた当年度純利益につきましては、下から3行目に記しました2,360万2,765円の純利益となりました。これに前年度繰越利益剰余金を合わせた当年度未処分利益剰余金は5,997万1,944円となりました。

次の6ページ、7ページは剰余金計算書になりますので、後ほどお目通しをしていただきまして、8ページをお願いいたします。

剰余金処分計算書でございます。損益計算書にて御報告いたしました当年度未処分利益剰余金のうち、当年度純利益の2,360万2,765円を地方公営企業法第32条第1項及び同法施行令第24条第1項の規定により、減債積立金に積み立てるものでございます。

以降9ページ、10ページには貸借対照表、11ページ以降には決算の附属書類、その附属書類の13、14ページには建設改良工事の概況、最終の29ページには、平成22年度の御嵩町水道事業会計基金運用状況報告を添付させていただいております。また、別紙といたしまして、平成22年度の未収・未払い明細書を貸借対照表に挟ませていただいておりますので、あわせて後ほどお目通しをお願いいたします。

以上で御嵩町水道事業会計の決算報告を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

ここで監査委員より、ただいま説明のありました決算認定に対する審査結果の報告をしていただきます。

監査委員 植松康祐君。

監査委員（植松康祐君）

それでは、御指名をいただきましたので、平成22年度決算審査意見書つづりを朗読させていただきますので、よろしくお願いをいたします。

御嵩町長 渡邊公夫様あてに出してあるものでございますが、平成22年度各会計歳入歳出決算及び各基金の運用状況の審査意見についてということで、地方自治法第233条第2項の規定により、平成22年度各会計歳入歳出決算書及び証拠書類その他政令で定める書類、並びに同法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査した結果、次のとおり意見を付します。

1. 審査の概要。

(1) 審査の対象。平成22年度御嵩町一般会計歳入歳出決算、平成22年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成22年度御嵩町老人保健特別会計歳入歳出決算、平成22年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成22年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成22年度御嵩町下水道特別会計歳入歳出決算。

(2) 審査の期日等につきましては、平成23年8月4日、5日、8日、9日、10日、役場の第2委員会室で実施いたしました。

(3) 審査の手続。この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入

歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類について、①予算の執行は適正かつ効率的に行われているか。②決算の計数は正確であるか。③財産の取得、管理及び処分は適切に行われているか。を主眼に置いて、関係諸帳簿を調査照合するとともに、定例監査及び例月出納検査の結果を考慮し、あわせて一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書、主要な施策の成果を説明する書類により関係職員の説明を聴取するなど、慎重に審査をさせていただきました。

2. 審査の結果。平成22年度一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。

また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

(1)総括。平成22年度における一般会計及び各特別会計の決算状況は、総額で見ると次のとおりであります。決算額は歳入では115億5,575万165円であり、前年度の109億644万791円と比べ6億4,930万9,374円の増額(5.95%)となる。また、歳出決算額は112億2,475万7,611円であり、前年度の106億853万3,803円と比べ6億1,622万3,808円の増額(5.81%)となる(別表1)。歳入歳出差引額は3億3,099万2,554円であり、翌年度へ繰り越すべき財源5,333万5,250円を差し引いた実質収支額は2億7,765万7,304円となった。

(2)指摘事項。

①共通事項。一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明については、監査当日に説明の不備が見受けられた。事前によく確認し、正確な調書の提出及び的確な説明をされるよう努められたい。一般会計・特別会計歳入歳出決算に関する説明書等については、歳出において、事業別予算で執行されているため、事業別で分けられた調書があるのが望ましい。不納欠損処理については収納担当者の努力もうかがえるが、不納欠損に至らぬよう、今後も収納についてより一層の努力をされたい。

②総務課(一般会計)。契約関係の書類で、やむを得ず修正する場合は、修正液を使用せず、見え消しで修正されたい。住宅使用料の収納率は、現年度分94.1%、滞納繰越分10.9%とともに前年度95.1%、12.1%より悪化してしている。3ヵ月以上の滞納については、その旨を保証人に連絡し、滞納の解消につながった事例もあったとの報告を受けた。今後も継続的に実施されたい。長引く経済不況の影響で滞納が増加傾向にあるようだが、滞納整理の方法を考慮し、より一層の未収金の解消に努められたい。不納欠損の手続で、会計規則第24条に基づく不納欠損処分通知書が会計管理者に通知されていなかった。必ず通知すること。

③保険長寿課(国民健康保険特別会計)。国民健康保険税の収納管理システムと財務会計シ

システムとの滞納額に差があると説明を受けた。原因を早急に明確にし、不明なもの取り扱いを検討され、正確な手続とされたい。国民健康保険税の収納率について71.5%（昨年度73.5%）と昨年度に比べて低下している。収納率の向上に努め、未収金の解消に努力されたい。

④福祉課（一般会計）。口座振替の推進と隔月の滞納整理により保育料の収納率は、現年度分については99.3%（昨年度は98.9%）と昨年度に比べて増加している。滞納繰越分の収納率については23.7%（昨年度30.1%）と昨年度に比べて低下しているが、引き続き収納率の向上に努められたい。

⑤建設課（一般会計）。道路等使用料で5万5,929円、土木手数料で5万8,210円の収入未済額が発生しているので、未収金の回収に努められたい。内容を調査し、必要であれば不納欠損処理を検討されたい。審査で提出される調書は、事前によく確認し、問題のないように努められたい。

⑥上下水道課（下水道特別会計）。下水道事業受益者負担金の収納率は93.4%であり、前年度の90.2%から3.2ポイント上がっている。下水道の使用料の収納率も99.1%であり、前年度の98.4%から0.7ポイント上がっている。引き続き収納率の向上に努められたい。

⑦学校教育課（一般会計）。契約関係の書類で、やむを得ず修正する場合は、修正テープを使用せず、見え消しで修正されたい。

⑧税務課（一般会計）。町税の収納率については、総額で見ると92.4%であり、前年度は92.8%であった。町民税個人分は92.1%（平成21年度は93.4%）、固定資産税は91.0%（平成21年度は91.4%）、軽自動車税は93.4%（平成21年度は94.8%）と若干低下している。町民税法人分は99.7%（平成21年度は99.0%）と向上している。収納事務については、精査がよくされており、厳しい経済状況の中、また限られた職員で最大限の対応をされていると思います。引き続き収納率の向上に努められたい。

次のページ、4ページに表がありますが、これはまた時間を見ながら、皆さん方、一読していただければありがたいと思いますので、その次のページにおめくりをいただきたいと思いません。

水道事業、御嵩町長 渡邊公夫様あてに出してございますが、平成22年度水道事業会計決算の審査意見について。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された平成22年度御嵩町水道事業会計の決算について審査を終了したので、その結果について、次のとおりに意見を提出いたします。

記1. 審査の概要。

(1) 審査の対象。平成22年度御嵩町水道事業会計決算。

(2) 審査の期日。平成23年8月8日、役場第2委員会室で行いました。

(3) 審査の手続。審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書について、関係法令に準拠して作成され、当事業の経営成績及び財政状況を適正に表示しているかどうか検証するため、会計帳票及び関係証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認めたその他の審査手続を関係職員の説明を聴取し、慎重に審査しました。

2. 審査の結果。審査に付された決算報告書、事業報告書及び附属明細書は関係法令に準拠して作成されており、当事業の当年度の経営成績及び当年度末現在の財政状況を適正に表示しているものと認められました。

審査の結果の詳細は以下のとおりであります。

(1) 経営状態について。決算の内容を見ると、平成22年度において、経費節減などの経営努力により2,360万2,765円の純利益が出ています（別表1）。しかし、平成22年度の給水原価は222.86円であり、供給単価220.41円を上回っている（別表4）。このことから見ると、赤字体質ともいえるため、引き続き経費節減等に努められたい。

(2) 有収率について。平成22年度の有収率は90.53%であり、前年度の90.49%を0.04ポイント上回った（別表3）。平成18年度から続いていた有収率の下落傾向から一転し、平成21年度から上昇に転じている。主な原因として、石綿管の更新事業や夜間流量の監視による漏水の早期発見、修理などが考えられる。引き続き有収率の向上に努められたい。

(3) 実質滞納額について。水道料金の実質滞納額は、平成22年度では1,381万6,911円となっており、平成21年度における1,214万1,517円と比べると増加している（別表2）。今後も引き続き未収金の解消に最大限努められたい。

(4) 未収債権処理について。不納欠損処理をした未収金について、法的には債権放棄がなされず未収債権として残ってしまうものがあるとの報告を以前より受けているが、未収債権の管理について、条例に基づき対応されたいということで、最後の7ページにも表がありますが、また時間を見て一読していただければ、ありがたいと思います。

これをもちまして22年度の決算審査意見書の発表を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（谷口鈴男君）

御苦労さまでした。

ここで暫時休憩いたします。

再開は11時15分の予定といたします。

午前11時04分 休憩

午前11時17分 再開

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

議案第27号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、議案第28号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、以上2件についてを議題とします。

朗読を省略し、説明を求めます。

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

それでは、議案第27号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明いたします。

議案つづり4ページ、資料つづりは1ページをお願いします。

現在、教育委員長の細野政成さんが、この9月30日で任期満了となります。前任者の残任期間として平成22年10月から1年間教育委員を務めていただいております。今回、引き続き再任をお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

生年月日は昭和23年1月17日、住所は御嵩町伏見1010番地であります。

なお、任期につきましては、平成23年10月1日から平成27年9月30日までの4年間でありま
す。資料つづりの履歴書をお目通しの上、御審議のほど、お願いいたします。

次に、議案第28号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて御説明いたしま
す。

議案つづり5ページ、資料つづりは2ページをお願いします。

教育委員の笹谷裕美子さんが、この9月30日で任期満了となります。笹谷さんは、平成17年
10月から教育委員として御活躍いただいております。この間、教育委員長の職も務められました。
引き続き再任をお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の
規定により、議会の同意を求めるものであります。

生年月日は昭和33年6月1日、住所は御嵩町上之郷6492番地であります。

なお、任期につきましては、平成23年10月1日から平成27年9月30日までの4年間でありま
す。資料つづりの履歴書をお目通しの上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

それでは、補正予算関係に入ります。

議案第29号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について、朗読を省略し、説明
を求めます。

田中総務課長。

総務課長（田中康文君）

それでは、議案第29号 平成23年度御嵩町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

青のインデックス、補正予算の一般会計補正予算（第2号）1ページをお願いいたします。

第1条の歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれ2億4,860万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66億4,638万4,000円とするものです。

第2条 地方債の補正につきましては、第2表で説明いたします。

それでは、6ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正は、臨時財政対策債の借入限度額確定に伴い、限度額を4,330万円増額し、3億9,330万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法については変更はありません。

9ページをお願いいたします。

今回の補正の内容につきましては、各委員会協議会で詳しく説明していますので、私からは概略を説明いたします。

歳入ですが、款09地方特例交付金308万7,000円は、今年度の交付額が確定したことに伴う減額です。

次の款10地方交付税は、普通分が確定しましたので1億3,895万9,000円を増額し、特別分と合わせまして13億595万9,000円とするものです。普通分は12億5,595万9,000円となり、昨年と比べて3,773万8,000円、率にして3.1%の増となりました。これは国の交付税予算額が増額となったことが主な理由であります。

款12分担金及び負担金の目03災害復旧費負担金7,210万円は、特定鉦害復旧事業顔戸地区、比衣地区の調査設計業務完了による原形復旧工事費の算定及び特定鉦害復旧事業の運用改正により、原形変更工事が可能となったことに伴い、個人の要望にこたえるための家屋復旧設計管理委託費及び原形復旧工事費の増額によるものであります。

次の款14国庫支出金の目04土木費国庫補助金600万4,000円は、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う増額であります。

10ページをお願いいたします。

款15県支出金、目02民生費県補助金575万6,000円は、障害者福祉サービス支給台帳システム改修に係る補助金及び民間グループホーム愛の家グループホームふしみに対するスプリンクラー設置補助金、並びにぼっぼかんへの安心こども基金文庫図書購入の追加要望に対する補助金の増額であります。

目05農林水産業費県補助金100万円は、林道八嵩線のり面改良工事の増設に伴う補助金の増

額であります。

款18繰入金、目01財政調整基金繰入金4,100万円は、地方交付税の増額に伴う減額であります。

項02特別会計繰入金の目01国民健康保険特別会計繰入金178万7,000円は、減債基金繰りかえ運用に伴う平成23年度利子分及び平成22年度特定健診一般会計負担分の精算に伴う繰り入れによる増額です。

目02介護保険特別会計繰入金1,164万円は、平成22年度介護給付費精算に伴う返還金及び事務費精算に伴う返還金、並びに地域支援事業精算に伴う返還金であります。

11ページをお願いいたします。

目04後期高齢者医療特別会計繰入金549万円は、平成22年度事務費精算に伴う返還金及び保険基盤安定負担金精算に伴う返還金、並びに保険事業繰入金精算に伴う返還金であります。

款19繰越金の目01繰越金1,056万2,000円は、平成22年度末の老人保健特別会計廃止に伴う精算金額確定による増額補正であります。

款20諸収入の項05雑入390万9,000円の減額は、緊急雇用対策に係る臨時職員の公務災害に伴う補償保険料による増額及び老人保健特別会計廃止に伴う精算処理方法変更に伴う精算金の減額、及び特定鉦害復旧事業の運用改正による原形変更工事が可能となったことによる個人負担金の増額であります。

款21町債の目06臨時財政対策債4,330万円は、臨時財政対策債の発行可能額の確定に伴う増額補正であります。

続きまして、歳出について御説明いたします。

今回の補正では、職員の人件費について、4月の人事異動による予算科目の組み替え及び育児休業による給与、各種手当の支給額確定による補正を行っております。24ページから26ページが給与費明細書となっていますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

それでは、12ページをお願いいたします。

款01議会費、目01議会費の節09旅費の特別旅費20万2,000円及び節14使用料及び賃借料45万円は、東日本大震災被災地への議員研修に伴う特別旅費、自動車借り上げ料及び有料道路通行料の増額です。また、節09旅費の72万8,000円の減額は、御嵩町議会議員の議員報酬及び期末手当に関する条例の一部を改正により、平成23年4月から費用弁償を廃止したことに伴う減額であります。

13ページをお願いいたします。

款02総務費の目04財産管理費227万6,000円は、ケーブルテレビによる議会放映に伴う議場改修負担金であります。

目13財政調整基金費1億2,000万円は、財政調整による財政調整基金への積み立てであります。

目15減債基金費510万1,000円は、臨時財政対策債に係る交付税算入額と償還額の差額分の積み立て及び国民健康保険への繰りかえ運用に伴う利息相当分の積み立てであります。

14ページをお願いいたします。

款03民生費、目01社会福祉総務費の節12役務費12万6,000円は、障害福祉サービス支給台帳システム改修手数料であります。節18備品購入費38万9,000円は、あゆみ館の介護給付支援システム用パソコン故障に伴うパソコン購入費用であります。

目04老人福祉費の節01報酬6万6,000円は、徘徊高齢者の安全確保及びその介護者の支援のための御嵩町徘徊高齢者SOSネットワーク設置に伴う徘徊高齢者SOSネットワーク運営協議会委員の報酬であります。

15ページをお願いいたします。

節08報償費6万6,000円の減額は、講師謝礼の科目誤りによる賞賜金から謝礼への科目変更及び節01報酬への科目変更であります。

目05介護保険費の節04共済費の社会保険料9万6,000円及び節07賃金65万9,000円は、職員の育児休業取得による臨時職員雇用に伴う社会保険料と臨時職員賃金であります。節13委託料30万4,000円は、高齢者福祉計画・介護保険事業計画変更策定委託費の増による増額であります。節19負担金補助及び交付金511万2,000円は、民間グループホーム愛の家グループホームふしみに対するスプリンクラー設置に伴う補助金であります。

16ページをお願いいたします。

目01児童福祉総務費の節18備品購入費55万円は、安心子ども基金文庫図書購入費であります。

18ページをお願いいたします。

款06農林水産業費、目04治山林道費の節15工事請負費200万円は、県単林道改良工事八嵩線のり面工の施工面積増加に伴う補正であります。

款08土木費の項01土木管理費の目01土木総務費291万1,000円は、人事異動に伴う人件費の増額及び社会資本整備総合交付金に係る中公民館拠点施設整備事業の追加に伴う財源内訳の変更であります。

19ページをお願いいたします。

項02道路橋梁費、目02道路維持費は、社会資本整備総合交付金に係る中公民館拠点施設整備事業の追加に伴う財源内訳の変更であります。

20ページをお願いいたします。

款10教育費、項03中学校費の目02教育振興費の節19負担金補助及び交付金63万1,000円は、

普通交付税が確定したことに伴い、基準財政需要額に算入される中学校費を基準に算定されており、分担金の額が確定したことによる共和中学校一般分担金の増額補正であります。

21ページをお願いいたします。

項04生涯学習費、目02公民館費の節01報酬20万2,000円は、中公民館大規模改修の内容を検討するための中公民館改修事業検討委員会委員報酬であります。節11需用費1万6,000円、節12役務費23万2,000円、節13委託料346万4,000円、節17公有財産購入費1,600万円、節22補償、補填及び賠償金100万円は、社会資本整備総合交付金の交付決定に伴う中公民館駐車場拡張事業であります。中公民館防災拠点施設整備事業に係る増額補正であります。節18備品購入費13万円は、中公民館調理用冷蔵庫の故障による冷蔵庫購入費用であります。

23ページをお願いいたします。

款11災害復旧費、目01特定鉱害復旧費の節13委託料500万円は、特定鉱害復旧事業の運用改正により原形変更工事が可能となったことに伴い、個人の要望にこたえるべく家屋復旧設計監理委託料の増額を行うものであります。節15工事請負費7,310万円は、調査設計業務完了による原形復旧工事算定に伴う工事費6,710万円の増額と、個人の要望に伴う追加工事費600万円の増額であります。

款14予備費550万8,000円は、財源調整に伴う増額であります。

以上で補正予算（第2号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第30号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、議案第31号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、議案第32号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、以上3件について朗読を省略し、説明を求めます。

山田保険長寿課長。

保険長寿課長（山田 徹君）

それでは、議案第30号、第31号、第32号について御説明いたします。

初めに、議案第30号 平成23年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

青色インデックス、補正予算書の中のフジ色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,826万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億8,226万5,000円とするものです。

6ページからをごらんください。

まず歳入につきまして、款01の国民健康保険税については、本算定課税により一般被保険者、

退職被保険者分を合計で6,563万8,000円減額補正させていただきます。

また、下段にございます款05前期高齢者交付金については、現年度分と過年度分とも交付金額が確定しましたので、合わせて2,980万2,000円を増額いたします。

7ページをお願いいたします。

款10の繰越金は、平成22年度の繰越金が確定したことにより5,410万1,000円を増額です。

8ページをお願いいたします。

歳出ですが、款01の総務費については、県国保連合会への一般負担金が確定したことによる3,000円を増額です。

また、下段の款03の後期高齢者支援金や、9ページにございます款04の前期高齢者納付金、款05の老人保健拠出金、款06の介護納付金につきましては、それぞれの歳出金額が確定したことにより増額及び減額補正です。

10ページに参りまして、款10の諸支出金は、平成22年度の療養給付費交付金や特定健診に係る一般会計からの繰入金返還などを合わせて587万4,000円を増額です。また、中段は、平成22年度一般会計からの特別繰入金に係る今年度の返済、繰入利子相当分10万1,000円の繰出金でございます。

そして、予備費は、収支の見込みにより1,728万円の増額補正となります。

主なもののみ説明しましたが、お目通しをよろしくをお願いいたします。

次に、議案第31号 平成23年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の中の黄緑色の表紙の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ646万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,146万8,000円とするものです。

事項別明細書の中の4ページをごらんください。

歳入につきましては、款06繰越金としまして、前年度収支繰越金が確定し646万8,000円を増額です。

続いて歳出ですが、款04の諸支出金は、平成22年度の事務費繰入金精算や保険基盤安定負担金繰入金精算などによる繰出金549万1,000円を増額と、款05予備費は、収支見込みによる補正97万7,000円を増額です。よろしくをお願いいたします。

最後に、議案第32号 平成23年度御嵩町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算書、サーモンピンク色の裏、1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,336万

6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億3,836万6,000円とする。

また、第2項 介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ448万7,000円とするものです。

保険事業勘定から御説明いたしますので、8ページをごらんください。

まず歳入からです。

款03の国庫支出金、款04の支払基金交付金、款05県支出金は、いずれも平成22年度介護給付費負担金精算に伴う追加交付による増額補正です。

款06繰入金は、介護従事者処遇改善臨時特例基金の一般会計からの繰入金2,000円。

また、9ページに参りまして、介護サービス事業勘定からの繰入金18万7,000円と、中段は、介護給付費準備基金からの繰入金1,756万7,000円の増額です。

そして、款08の繰越金は、平成22年度繰越金の確定による703万円の減額補正です。

続いて、10ページに参りまして、歳出でございます。

款04諸支出金の中で償還金は、平成22年度地域支援事業の交付金精算に伴う国・県及び支払基金への償還金。中段になりますが、繰出金は、平成22年度の介護給付費などの精算に伴う一般会計への繰出金1,164万1,000円の増額です。

そして、11ページに参りますが、款06予備費は、収支見込みによる18万7,000円の増額補正です。

続きまして、介護サービス事業勘定を御説明いたします。16ページをごらんください。

歳入につきましては、22年度の収支決算に伴う繰越金確定による18万7,000円の増額補正です。

歳出につきましても、同額の18万7,000円を保険事業勘定への繰出金として計上させていただいております。お目通しのほど、よろしく願いいたします。

以上で議案第30号、第31号、第32号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第33号 平成23年度御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）について、議案第34号 平成23年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）について、以上2件について朗読を省略し、説明を求めます。

亀井上下水道課長。

上下水道課長（亀井孝年君）

それでは、議案第33号及び第34号について御説明いたします。

補正予算つづりの黄色の表紙でございますが、御嵩町下水道特別会計補正予算（第2号）を

お願いします。

1 ページでございますが、第1条は、歳入歳出の予算の補正としてそれぞれ2,635万5,000円を追加いたしまして、歳入歳出の総額をそれぞれ8億165万円とするものでございます。

第2条の地方債の補正は、3 ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正として、公共下水道建設事業分を570万円増額いたしまして、起債の限度額を3,890万円とするものでございます。この起債の方法、利率及び償還方法の変更はございません。

5 ページをお願いいたします。

歳入補正から説明をさせていただきます。

諸収入、目01雑入でございますが、平成22年度木曾川右岸流域下水道維持管理負担金の還付額が確定してまいりましたので、2,065万5,000円を増額補正するものでございます。

次に、町債では、目01の下水道事業債として、先ほど説明いたしました公共下水道建設事業分として、下水道工事費増額に伴い570万円の増額補正をするものでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳出でございます。

初めに、下水道管理費の目01下水道維持管理費では、1,255万7,000円を増額するものでございます。節02の給料から19の負担金までは、4月人事異動に伴う増減でございます。節27の公課金は、平成22年度事業に伴う消費税確定により、1,239万5,000円を増額するものでございます。

次に、下水道施設費でございます。目01の下水道建設費では、24万2,000円を増額するものでございます。節02から04共済費までは、同じく人事異動に伴う減額でございます。職員が1名減となっております。節15の工事請負費では、上恵土及び中地内で下水接続の申請がありましたので、面整備工事を行うため、600万円を増額するものでございます。

7 ページをお願いします。

予備費では、今後の下水道事業に備えるため、1,355万6,000円を増額補正とさせていただいております。

以上で下水道特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、水色の表紙でございますが、水道事業会計補正予算（第1号）をお願いします。

議案第34号 平成23年度御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

1 ページでございますが、第1条は御嵩町水道事業会計補正予算（第1号）を定めるというものでございまして、第2条は収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款水道事業収益のうち、第2項の営業外収益を28万6,000円増額するものでございます。

次の支出につきましては、第1款水道事業費のうち、第1項の営業費用を141万1,000円増額し、第4項の予備費を112万5,000円減額するものでございます。

次に2ページをお願いします。

資本的収入及び支出であります。

第3条として、予算第4条本文括弧書き中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,400万円」を「1億2,952万2,000円」に、「過年度損益勘定留保資金1億3,296万9,000円」を「1億2,849万1,000円」に改め、資本的支出の予定額を補正するものでございます。

支出として、第1款の資本的支出の第1項建設改良費を447万8,000円の減額補正とするものでございます。

第4条は、債務負担行為について、上水道施設管理システムデータ作成業務を平成25年度まで3年契約で進めるため、1,250万円を限度として定めるものでございます。

第5条は、議会の議決を経なければ流用できない経費を定めるもので、予算第7条に定めた経費の職員給与費を317万8,000円の減額補正するものでございます。これは人事異動に伴う増減分でございます。

8ページをお願いいたします。

7ページ、8ページが御嵩町水道事業予定損益計算書となっております。8ページの下から3行目でございますが、今回の補正により、今のところ当年度の純利益は78万8,000円を見込んでおります。これに、前年度繰越利益剰余金を加えた当年度未処分利益剰余金は、6,075万9,944円を予定するものでございます。

次に、9ページから11ページは予定貸借対照表となっております。後ほどお目通しをお願いいたしまして、12ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出の収入の部といたしまして、節その他雑収益28万6,000円の増額につきましては、人事異動に伴う人件費負担金でございます。

収益的支出の目4総係費では、141万1,000円の増額でございます。節の給料、手当、法定福利費は、人事異動に伴う人件費の増額でございます。13ページをお願いします。節の7旅費、21の研修費につきましては、人事異動に伴い専門的な知識を速やかに得るため、各種研修に参加するため増額するものでございます。

次に、目予備費では、人事異動に伴う増額分を調整するため112万5,000円を減額補正するものでございます。

次に、資本的支出の補正でございます。

こちらは、人事異動に伴う人件費を447万8,000円減額補正するものでございます。

先ほど説明させていただきました債務負担行為につきましては、次の14ページでございますので、後ほどお目通しをお願いしたいと思います。

以上で水道事業会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしく願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

続きまして、議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、朗読を省略し、説明を求めます。

若尾福祉課長。

福祉課長（若尾要司君）

それでは、議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

お手元の青色のインデックス、資料つづり8ページをお願いいたします。

本年3月11日に発生いたしました東日本大震災と、それに起因して東日本各地の太平洋岸を襲った津波被害は、未曾有の人的被害をもたらした自然災害で、この惨状は私たちの記憶の中から消えることのないものとなっております。こうした自然災害に起因し、とうとい命を失った方々の御遺族に対し弔慰金を支給する法制度として、災害弔慰金の支給等に関する法律があり、その法律に基づき、災害弔慰金支給の実施主体となる市町村では、災害弔慰金の支給等に関する条例を制定し、弔慰金の給付について対応を図っているところであります。

しかしながら、今回の東日本大震災の人的被害状況は想像をはるかに超えており、法に定める弔慰金の受給遺族の範囲である死亡された方の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存在しないという状況も発生しております。

こうした惨状を受け、本年7月29日に、死亡した方の死亡当時における配偶者、子、父母、孫、祖父母のいずれもが存在しない場合、災害弔慰金受給遺族の範囲を死亡した方の死亡当時における兄弟、姉妹、ただし死亡当時、死亡した方と同居し、または生計を同じくしていた方に限り拡大する法改正が行われ、公布・施行されたところでございます。

この法改正を受け、町の災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項で定める災害弔慰金受給遺族の範囲に、兄弟、姉妹及び兄弟、姉妹の受給条件を加える改正を行うものであります。

改正に当たり追加する条文、内容につきましては、お手元の青色のインデックス、資料つづり3ページの新旧対照表に示してございますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、この条例は公布の日から施行することと、改正後の条例第4条第1項の規定が、平成23年3月11日の東日本大震災以降に生じた災害により、死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用する旨を附則として定めさせていただいております。

以上で議案第35号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

議案第36号 工事請負契約の締結について、朗読を省略し、説明を求めます。

伊左次建設課長。

建設課長（伊左次一郎君）

では、議案第36号 工事請負契約の締結についてを御説明させていただきます。

議案つづりの9ページをお願いいたします。

議案第36号 工事請負契約の締結についてであります。

工事請負契約を締結いたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号及び御嵩町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的、（都）大泥茶田原線道路改良工事。

契約の方法、条件つき一般競争入札。

契約の金額、5,512万5,000円でございます。

契約の相手方、可児郡御嵩町比衣433番地、株式会社御嵩重機建設、代表取締役 吉田廣美です。

では、資料つづりの4ページをお願いいたします。青色のインデックスの資料つづりです。

こちらの4ページには、工事請負仮契約書の写しを添付しております。

次の5ページをお願いいたします。

5ページには、入札執行一覧表の写しを添付させていただいております。後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、工事の施工箇所を添付させていただいております。資料つづりの6ページになります。国道21号可児・御嵩バイパス尼ヶ池地内より可児川中村大橋に向け都市計画道路として整備をするものでございます。平成21年から22年度にかけ90メートルを幅員12メートルにて整備をさせていただいております。今年度は、引き続き199.5メートルを、黒く着色した部分、これを整備するものでございます。以上です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（谷口鈴男君）

ここで暫時休憩といたします。

なお、再開は午後1時の予定といたします。

午前11時59分 休憩

議長（谷口鈴男君）

休憩を解いて再開をいたします。

なお、先ほど議案第27号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、資料に誤りがあるとのことでありますので、説明者から説明をお願いいたします。

竹内副町長。

副町長（竹内正康君）

議長よりお許しをいただきましたので、先ほど御説明をいたしました議案第27号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての資料並びに提案理由の説明について訂正をさせていただきます。

お手元の資料つづり1ページでございます細野政成さんの履歴書でございますが、下から2行目であります。平成22年10月、御嵩町教育委員就任、可児市・御嵩町中学校組合教育委員会教育委員長就任となっております。この日付でございますが、「22年」を「21年」10月ということで1年誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。並びに、提案理由の説明の中で、「前任者の残任期間として平成22年10月から1年間、教育委員を務めていただいています」と御説明をいたしました。前任者の残任期間として平成21年10月から2年間、教育委員を務めていただいていますというふうに訂正をさせていただきますので、よろしく願いいたします。どうも大変御迷惑をかけました。失礼いたしました。

議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第27号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第27号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第27号は原案のとおり同意されました。

議長（谷口鈴男君）

議案第28号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて採決を行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。よって、議案第28号は原案のとおり同意されました。

散会の宣告

議長（谷口鈴男君）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の本議会は、9月7日午前9時より開会しますので、よろしく願いをいたします。

これにて散会いたします。御苦労さまでした。

午後1時05分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員